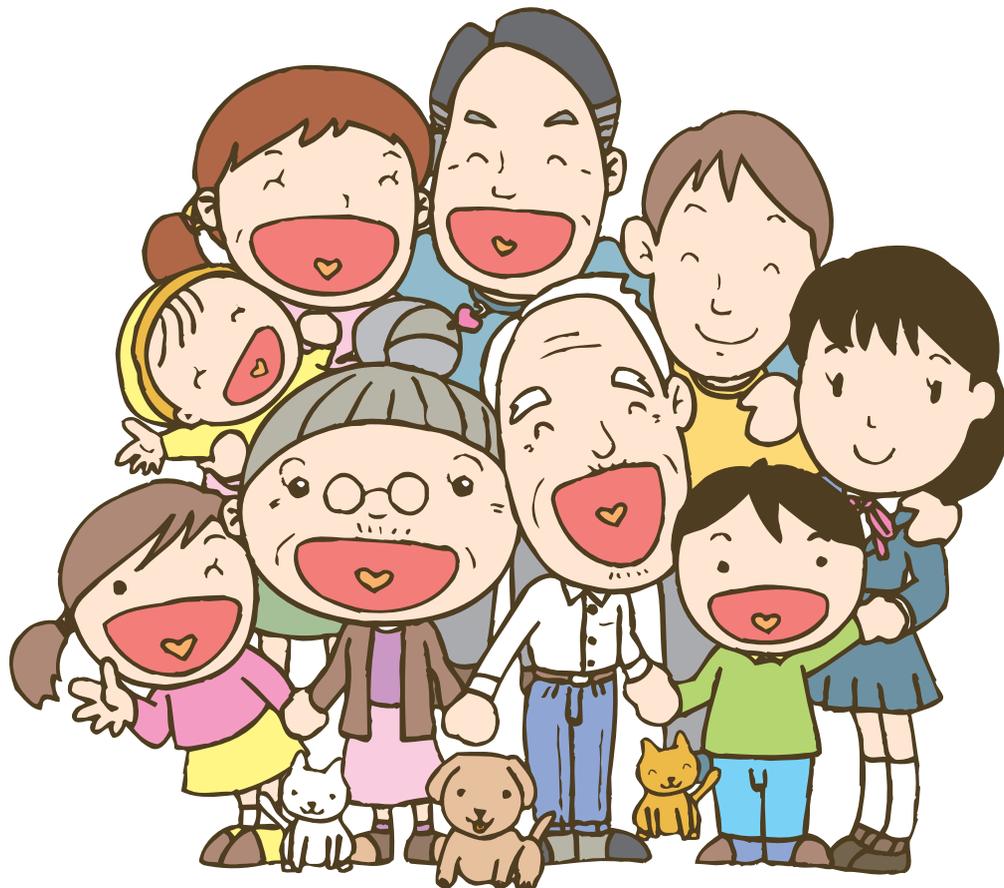


# がん先進医療 治療費助成制度



## 特徴

1

**鳥栖市民の場合、  
県・市あわせて最高50万円の助成**

民間保険の有無に関わらず、佐賀県の助成とあわせて鳥栖市の助成を受けられます。

## 特徴

2

**「がん先進医療」を実施している  
国内の医療機関であればどこでも対象**

国内の医療機関で、がんの治療を目的に行われる「がん先進医療」の治療費（技術料）に対して助成を受けられます。

**☎ 0942-85-3650** (平日 8:30～17:15)

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1496-1 (保健センター) 鳥栖市 健康増進課

## 事業の内容

鳥栖市民（市内在住1年以上）であれば、佐賀県と鳥栖市両方の助成を受けることができます。ただし、佐賀県と鳥栖市それぞれに申請が必要となります。（所得制限はありません）

	佐賀県	鳥栖市
事業名称	佐賀県がん先進医療 受診環境づくり事業治療費助成	鳥栖市 がん先進医療治療費助成
対象者	佐賀県民 (県内在住1年以上) 平成25年10月1日以降に、 国内の医療機関でがん先進医療の治療を開始された方	鳥栖市民 (市内在住1年以上)
助成額	治療費の10分の1以内 (限度額30万円)	治療費の15分の1以内 (限度額20万円)
申請先	佐賀県 健康増進課 ☎ 0952-25-7074	鳥栖市 健康増進課 ☎ 0942-85-3650

## がん先進医療とは

先進医療とは、大学病院などで研究・開発された難病などの新しい治療法のうち、ある程度実績を積み、治療法として確立しており、保険適用とすべきかどうか検討される段階にある医療技術です。このうち、がんの治療を目的に行われる医療技術が「がん先進医療」です。

【がん先進医療の例】 ※先進医療の詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

- 重粒子線治療
- 陽子線治療
- 十二種類の腫瘍抗原ペプチドによるテラーメイドのがんワクチン療法 など

## 利子補給制度のご案内

お問い合わせ先／佐賀県 健康増進課

☎ 0952-25-7074

佐賀県では、県民ががん先進医療を受ける際、治療費を金融機関から借り受けた場合に、その利子を補給する制度を設けています。（所得制限はありません）

- 対象者／患者さん本人・患者さんと同一の世帯に属する方・患者さんの親族の方
- 補給額／がん先進医療の治療費に係る金融機関からの借入利子  
[補給利率6%以内（保証料含む）・補給期間7年以内]